

立川市長選挙は 9月1日(日)が投票日です

～ 街づくり 人づくり 私の願い この一票 ～

投票所入場整理券は、世帯ごとに封書にてお配りしています。ご家族分がまとめて入っておりますので、投票に行く際は、ご自分の入場整理券をお持ちください。

なお、立川市の選挙のため、世帯主が郵便局に市外転送願いを提出していると市に返戻される場合があります。

投票時間は午前7時から午後8時まで



投票できる方は
次のすべてに当てはまる方です。

- 日本国民で18歳以上である
 - 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
 - 選挙人名簿に登録されている
- 今回の立川市の選挙人名簿には、すでに登録されている方と新たに
- ①平成13年9月2日以前に生まれ、
 - ②令和元年5月24日までに立川市に転入届を出し、令和元年8月24日現在引き続き立川市内に住んでいる方が登録されます。ただし、今回は立川市の選挙なので、**投票する日の前日**までに市外に転出された方は投票できません。

最近引っ越しをされた方

●最近立川市に転入された方

令和元年5月24日までに立川市に転入届を提出	投票できます。ただし、引き続き8月24日まで立川市に住んでいる方のみです。
令和元年5月25日以降に立川市に転入届を提出	住所要件を満たさないため、今回の選挙は投票できません。

●最近立川市内で転居された方

令和元年7月29日までに転居届を提出	新住所地の投票所で投票できます。
令和元年7月30日以降に転居届を提出	前住所地の投票所で投票できます。入場整理券は前住所地へ郵送されますのでご注意ください。

●最近立川市から転出された方

今回は立川市の選挙なので、投票する日の**前日**までに市外へ転出された方は投票できません。

立川市長の啓発標語へのご応募ありがとうございました

選挙の啓発標語に多数のご応募をいただきました、ありがとうございました。
応募作品の中から、市内富士見町にお住まいの 大森恒治さんの作品

～ 街づくり 人づくり 私の願い この一票 ～

に決まりました。

地方自治体は市民の暮らしを守り、住民のためにサービスを提供する組織であり、地域毎に存する独立した公共団体であります。しかしながら、傍らから見れば自治体運営はどれも大差なく、画一的に見えるように思います。確かに、制度化された政治環境の下で自治体がむやみに都市経営をすることは難しいと思います。しかし自治体は住民が選んだ代表が立地と伝統を生かして住民のために都市環境を整えることに意義があると思います。

地方自治体は議員と市長を住民の直接選挙で選ぶ二元代表制を採用しております。ゆえに、市長選挙は予算等の議決権を除く、市の行政全般の執行の統括と行政行為の全権を委ねる市の代表を選ぶ大事な選挙であります。

よって、この度の立川市長選挙は身近な選挙であるので、私たちは自分のこととする認識で、多数の有権者が投票に参加することを切に願っております。

くらしとせんきよ

No.110

2019年(令和元年)8月25日

発行 立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)

立川市選挙人名簿登録者数

男76,681人 女77,823人 計154,504人
(令和元年7月3日現在)

立川市在外選挙人名簿登録者数

男89人 女83人 計172人
(令和元年7月3日現在)

選挙公報は告示後、 全戸配布する予定です

8月25日の立候補受付締切り後、選挙公報の編集、印刷を始める関係上、届くまで数日かかりますことをご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、(株)小平広告(☎042-300-3131)午前9時～午後6時)にご一報ください。また、下記の施設に公報補完箱を設置しますので、ご利用ください。

公報補完箱の設置場所は…

市役所・西立川児童会館・総合福祉センター・歴史民俗資料館・多摩川図書館・富士見連絡所・柴崎学習館・自立生活センター立川・多摩立川保健所・柴崎福祉会館・柴崎市民体育館・錦商店街振興組合・子ども未来センター・窓口サービスセンター・錦学習館・羽衣地域福祉サービスセンター・立川商工会議所・立川商工会議所無料職業紹介所・立川郵便局・中央図書館・曙福祉会館・高松図書館・健康会館・さかえ会館・東部連絡所・若葉図書館・幸学習館・幸福社会館・幸図書館・西武線玉川上水駅・柏地域福祉サービスセンター・泉市民体育館・砂川学習館・上砂地域福祉サービスセンター・上砂図書館・天王橋会館・一番福祉会館・西砂会館・西部連絡所・西砂図書館です。

立川市長を選ぶ 市民の選挙



立川市
選挙管理委員会
委員長 卯月平吉

7月の参議院議員選挙に続き、9月1日には地元の立川市長選挙を実施します。選挙に際しましては、いつもながら皆様にご協力を賜り感謝しております。

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

いろいろあります 投票方法



高齢や障害などで、外出が困難な方

重度の障害などがあるために移動が困難で、投票所に行けない方が、自宅など現在の居場所で投票用紙に自ら記載をし、郵便や信書便で投票できる「**郵便等投票制度**」があります。

対象者

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※郵便等投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めのお手続きをお願いします。

郵便投票をなさる方で、ご自身で字を書くことが困難な方

下記に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に候補者名等の記載をさせる「**代理記載制度**」がご利用になれます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

※代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めにお申し出ください。

ご自身で記入できない方・目の不自由な方

身体が不自由であったり、ご自分で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「**代理投票**」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な方は、点字で投票する「**点字投票**」の制度があります。いずれも、投票所で係員に、お申し出ください。

仕事や旅行または入院などで選挙期間中遠方においでの方

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会にて投票する「**不在者投票制度**」が利用できます。

また、選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。

事前の手続きが必要となりますので、選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

選挙に関するお問い合わせは…

立川市選挙管理委員会事務局

立川市泉町1156-9

☎(523)2111 内線1631・1632・1633

あなたの投票所はこちらです

※投票所により、駐車スペースが無いまたは少ない場合がございますので、ご了承ください。

	区域	建物名称
1	富士見町1、2、4、5丁目の全部 富士見町3丁目1～9、17、18	市立第四小学校
2	柴崎町1、2、5丁目の全部 柴崎町4丁目7～ 曙町1丁目1～10	市立第一小学校
3	柴崎町3、6丁目の全部、柴崎町4丁目1～6 錦町2丁目1、2、5～8、11～	東京都立立川高等学校
4	錦町1、3、4丁目の全部 錦町2丁目3、4、9、10	市立第三小学校
5	羽衣町の全部	市立第六小学校
6	曙町2丁目11～17、20～28 曙町3丁目の全部 高松町3丁目27～	市立第二小学校
7	曙町1丁目11～ 曙町2丁目1～10、18、19、29～ 高松町3丁目1～26	立川市女性総合センター
8	高松町1、2丁目の全部	市立第五小学校
9	栄町2丁目33～ 栄町3丁目1～29 栄町4丁目の全部 栄町5丁目1～28、56～67 栄町6丁目2、3、5、6 泉町899	昭和第一学園高等学校
10	栄町5丁目29～55、68～ 栄町6丁目1、4、7～ 幸町1～3丁目の全部 泉町841、935	市立第八小学校
11	柏町1、2丁目の全部 砂川町1丁目1～42、53～ 砂川町1丁目43～52	市立第十小学校
12	砂川町2丁目の全部 上砂町1、2丁目の全部 泉町3454、3538、3756、3818	市立第九小学校
13	西砂町1～3丁目の全部	市立西砂小学校
14	若葉町1、2丁目の全部	けやき台団地集会所
15	富士見町3丁目10～16、19～ 富士見町6、7丁目の全部	市立新生小学校
16	栄町1丁目の全部 栄町2丁目1～32 栄町3丁目30～	市立南砂小学校
17	若葉町3、4丁目の全部	市立立川第九中学校
18	幸町4～6丁目の全部	市立幸小学校
19	一番町2丁目14～ 一番町4丁目17～ 一番町3、5、6丁目の全部 西砂町6丁目1番地の4～14、6番地	市立松中小学校
20	砂川町3、4丁目の全部 上砂町4丁目の全部 柏町3～5丁目の全部 砂川町5、6丁目の全部 砂川町7丁目1～24、25番地の1～9 砂川町7丁目25番地の34	立川市こびら橋会館
21	砂川町7丁目25番地の10～33、25番地の35～、 砂川町7丁目26番地～ 砂川町8丁目の全部 上砂町5、6丁目の全部	市立上砂川小学校
22	上砂町3丁目の全部 一番町1丁目の全部 一番町2丁目1～13、4丁目1～16	市立立川第五中学校
23	西砂町4、5、7丁目の全部 西砂町6丁目のうち次以外 【1番地の4～14、6番地】	市立立川第七中学校
24	錦町5、6丁目の全部	市立第七小学校
25	緑町の全部 泉町のうち次以外 【841、899、935、3454、3538、3756、3818】	立川市役所

開票は、9月1日午後9時から柴崎市民体育館で行います。

立川市長選挙に あたって



立川市明るい選挙
推進協議会
会長 岡部重徳

日頃、有権者の皆様には、「明るい選挙」推進の活動に、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

任期満了に伴う立川市長選挙が、9月1日に行われます。私たち市民の日常生活を託す重要な選挙です。

ご承知のように、最近、どの選挙を見ても投票率が低迷しております。そうした中、令和に入りまして初めての市長選挙であり、ますのでどの程度の投票率になるか、大いに関心を持たれるところであり、ます。

立川市長選挙は、皆様にとりまして特に身近な選挙であり、市民生活に直接影響をもたらすだけに無関心では済まされたい、大切な選挙であると思います。

有権者の皆様には、投票率向上のためにも是非投票所に足を運んでいただき、貴重な一票を投じていただきたいと思いますよう、ご協力の程お願い致します。

ご存じ
でしたか？

選挙のあれこれ



Q 転入したら、すぐ立川で投票できますか？

A いいえ。あなたが立川市役所に転入届を出して引き続き3ヵ月以上お住まいになりますと、直近の3、6、9、12月の定時登録及び各選挙時の選挙人名簿登録により、あなたの名前が選挙人名簿に載りますので、立川市で投票できるようになります。

今回の立川市長選挙では、令和元年5月24日以前に転入届を出された方が名簿に登載されます。

Q 選挙カーがうるさい！どうにかならないの？

A 公職選挙法では、選挙運動のため午前8時から午後8時まで選挙運動用自動車(選挙カー)から拡声機を使って名前を連呼することが認められています。音量については特に規制はありませんが、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない旨が規定されています。

実際、騒がしいと批判を受けることもあります。候補者にとっては、精一杯有権者に訴えるための選挙運動の一手法だにご理解がいきます。

※投票所における、他人(自分以外の人)の投票に干渉したり、特定候補への投票を呼びかけたする行為は公職選挙法の定める「投票干渉罪」に当たる可能性があります。ご家族も同様ですので、ご注意ください。

Q 選挙候補者のポスターを破いたり、ひげとか描いていたずらするのは、罪になるの？

A はい。選挙運動用のポスターを破いたり、汚したりすると「選挙の自由妨害罪」という犯罪になり、4年以下の懲役や禁錮、または100万円以下の罰金が科せられます。

Q 承諾していないのに自宅の塀にポスターを貼られたが、どうすればよいか。

A ポスターは、その建物等の管理者(居住者等)から掲示の承諾がなければ、掲示できないことになっています。ですから管理者の承諾を得ずにポスターが貼られたときは、ご家族のどなたも承諾していないことを確認してから、管理者の手ではがしてかまいません。

ポスターに書かれた連絡先に電話をして引き取りに来るよう伝え、それまでは保管しておいてください。



贈らない! 求めない! 受け取らない!



～みんな徹底! 三ない運動～

政治家の寄附は禁止! 有権者が求めるのもダメ!

有権者・市民の皆様へ 下記のものは、**求めたり受け取ったり**してはいけないものです。

政治家の皆様へ 下記のものは、**提供したり贈ったり**してはいけないものです。



お歳暮やお年賀



入学祝い・卒業祝い



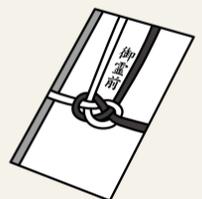
病気見舞い



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝い



秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



葬式の花輪、供花



落成式・開店祝いの花輪



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



町内会の集いや旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ



投票所の変更があります。

緑町、泉町の一部の方はご注意ください

つぎの投票区は、前回(令和元年7月の参議院議員選挙)とは投票所が異なります。

第26投票区

緑町の全部、泉町のうち次の番地以外
(841、899、935、3454、3538、3756、3818)

東京都立川地域防災センター



市役所 1階多目的プラザ



投票日当日にご用事がある方は

期日前投票をご利用ください

お仕事やご旅行などで、投票日9月1日(日)に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

午前8時30分～午後8時
期日前投票所は下記の2か所です

期間にご注意ください

- 投票所入場整理券がお手元に届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書に必要事項をご記入の上、お持ちいただきますとスムーズに投票できます。
- 投票所入場整理券が届いていない、紛失したなど、お手元にない場合でも、立川市の選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。期日前投票宣誓書は期日前投票所にご用意してあるほか、ホームページからダウンロードもできます。
- 印鑑は不要です。

立川市役所『101会議室』

8月26日(月)～31日(土)
午前8時30分～午後8時



窓口サービスセンター

8月27日(火)～30日(金)
午前8時30分～午後8時

